

国土交通省、経済産業省、 環境省で省エネルギーフォームを 支援します!!

こども エコすまい 支援事業

開口部改修、 断熱改修、 エコ住宅設備の 設置

子育て対応改修、開口部の防災性向上改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置、バリアフリー改修、リフォーム瑕疵保険等加入で原則最大30万円補助

先進的窓 リノベ事業

高性能な断熱窓への省エネ改修で
最大200万円補助

給湯 省エネ事業

要件を満たす給湯器の設置で
15万円又は5万円を補助

全ての世帯で利用可能です。

3つの支援を まとめて申請できます



省エネリフォームの3つの支援策

こどもエコすまいる支援事業 (リフォーム)

概要 ①～⑧の工事に応じて補助額を設定、補助上限額は30万円(世帯要件により最大60万円)

- ①開口部の断熱改修 ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③エコ住宅設備の設置
④子育て対応改修 ⑤開口部の防災性向上改修
⑥空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ⑦バリアフリー改修
⑧リフォーム瑕疵保険等の加入

※①～③のいずれかの工事が含まれていることが必須。例外として、「先進的窓リノベ事業」又は「給湯省エネ事業」において交付決定を受ける場合は、①～③に該当する工事を含んでいるものとして取り扱います。

対象者 令和4年11月8日以降に「リフォーム工事」に着手し、申請した方

受付期間 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)

※申請はリフォーム事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。

先進的窓リノベ事業

住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等

概要 高性能な断熱窓への改修について、工事内容に応じて定額を補助(上限200万円)

対象者 令和4年11月8日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工、申請した方

受付期間 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)

※申請はリフォーム事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。

給湯省エネ事業

高効率給湯機導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

概要 ①家庭用燃料電池(エネファーム) ②ヒートポンプ給湯機(エコキュート)
③ハイブリッド給湯機を設置する場合に定額を補助(①は15万円、②及び③は5万円)

対象者 令和4年11月8日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工、申請した方

受付期間 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)

※申請はハウスメーカー、工務店、家電量販店、エネルギー供給事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。

要件等の詳細は

住宅省エネ2023キャンペーン

検索

お問合せ先 住宅省エネ2023キャンペーン補助事業合同お問合わせ窓口

☎0570-200-594 (IP電話は045-330-1340)

URL : <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>



はじめよう、快適エコすまい

住宅取得に使える

3つの 支援策



併用可能です

① こどもエコすまい支援事業を創設

新築

子育て世帯や若者夫婦世帯を対象、ZEH住宅に100万円補助

リフォーム

すべての世帯を対象に、原則最大30万円補助

(子育て世帯や若者夫婦世帯の場合等は上限を最大60万円まで引き上げ)

② 住宅ローン減税で13年間の税額控除

③ 贈与税非課税枠は最大1,000万円

詳細は裏面のHPまたはお問合せ先へ

3つの支援策 それぞれの要点

① こどもエコすまい支援事業を創設

概要 **新築** 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に、ZEH住宅の取得に100万円補助

リフォーム すべての世帯を対象に、原則最大30万円補助
(子育て世帯や若者夫婦世帯の場合等は上限を最大60万円まで引き上げ)

対象者 令和4年11月8日以降に「対象工事」に着手し、申請した方
※対象工事：新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事

受付期間 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)
※申請は住宅事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。

詳細は

お問合せ先 こどもエコすまい支援事業事務局

受付:9時～17時
(土日祝を含む) ☎0570-200-594 (通話料がかかります。)

※IP電話等からのご利用の場合 045-330-1340 <https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp>



住宅の省エネリフォーム支援については、国土交通省、経済産業省、環境省の3省の連携により、ワンストップでの利用を可能とします。

詳細は <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp> をご参照ください。

② 住宅ローン減税で13年間の税額控除

概要 ・住宅ローン残高の0.7%を原則13年間※、所得税額と住民税額の一部から税額控除
※新築住宅の場合。既存住宅の場合は10年間。

・住宅の省エネ性能等に応じ控除額を上乗せ

対象者 令和4年1月から令和7年12月末までに入居した方

詳細は

お問合せ先 お近くの税務署へ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html



③ 贈与税非課税枠は最大1,000万円

概要 親や祖父母等から資金贈与を受けて住宅の取得等をした場合、最大1,000万円までの贈与が非課税

対象者 令和4年1月から令和5年12月末までに贈与を受けた方

詳細は

お問合せ先 お近くの税務署へ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000018.html



詳しくは国土交通省のHPへ

<http://www.mlit.go.jp>